

(株)熊本建築確認検査機関 確認検査手数料規程

(適用範囲)

第1条 この確認検査手数料規程は、(株)熊本県建築確認検査機関(以下「機関」という。)確認検査業務規程第47条の規定に基づき、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務の実施に係る手数料(以下「確認検査手数料」という。)を定めるものである。

(確認検査手数料の額)

第2条 確認検査手数料の額は、別記(別表1～4)のとおりとする。

(建築物の移転・用途変更・模様替え等の手数料に係る床面積の算定)

第3条 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途の変更をする場合の床面積は、当該移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一とする。

(計画変更の確認手数料に係る床面積の算定)

第4条 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、機関以外の確認検査機関又は建築主事から当該変更に係る直前の確認を受けている場合は、当該建築に係る床面積とする。

2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を機関から受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一とする。

但し、床面積の増加する部分にあっては、増加する床面積を加算する。

(検査に係る出張費)

第5条 検査のため確認検査員等が出張する場合は、確認検査手数料の額に、機関が別に定める「検査に係る出張費算定基準」により計算した額の出張費を加算する。

(確認検査手数料及び出張費の増額、減額又は免除)

第6条 災害により建築物を滅失し、又は破損した場合で、これを建築しようとする場合の確認検査手数料及び出張費は、対象とする建築物その他について機関が別に定めるところにより、その一部を減額し、又はその全額を免除する。この場合、罹災を証明する書面を提出しなければならない。

2 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」第19条第1号の規定に基づく住宅瑕疵担保責任保険の現場検査を機関において受ける場合で、その検査時期及び検査対象部位が概ね同一となる場合の中間検査申請手数料は別記(別表2)の額の二分の一を減じた額とする。

3 機関は確認・検査等が効率的に実施できる場合又は非効率的な場合において、金額の変更をすることが必要と認める場合に、確認検査手数料又は出張費を減額又は増額することができる。

(出張費の免除)

第7条 機関は、優良又は特に優良な施工者と指定する者に係る申請について、検査のための出張費の一部又は全額を免除する。

(追加説明に係る審査手数料加算と算定)

第8条 完了検査において、建築関連規定に適合することが確認できない場合に求める追加説明で、審査手数料の加算は、原則として軽微な変更の取扱いに該当しない場合を対象とする。

2 追加説明の手数料加算に係る床面積の算定については、第4条の取扱いに準ずる。

(確認検査手数料の収納)

第9条 機関は申請者から確認又は検査等の申請があった場合は、業務の契約後速やかに確認検査手数料を収納する。

(確認検査手数料の返還)

第10条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、機関の責に帰すべき事由により、確認又は検査が実施出来なかった場合は、申請者に返還する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

【 建築物 確認申請手数料 】（別表1）（令和2年4月1日改定）

床面積 ※1	建築確認申請手数料				
	構造計算なし			構造計算加算 ※3	
	1種 ※2	2種 ※2	型式認定	右記以外	ルート2審査
100㎡以内	11,000	15,000	9,000	8,000	28,000
100㎡を超え200㎡以内	18,000	23,000	14,000	10,000	30,000
200㎡を超え300㎡以内	23,000	28,000	23,000	12,000	32,000
300㎡を超え500㎡以内	30,000	35,000	31,000	20,000	40,000
500㎡を超え1,000㎡以内	45,000	58,000	58,000	40,000	80,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	60,000	79,000	79,000	50,000	100,000
2,000㎡を超え5,000㎡以内	158,000	217,000	217,000	55,000	110,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内	166,000	228,000	228,000	60,000	120,000

※1 一件の申請のなかに複数の申請建築物がある場合で、床面積が100㎡を超える建築物はその床面積の欄の手数料とし、100㎡以下の建築物については、100㎡を超える建築物の床面積と合計した床面積の欄の手数料とします。

また、申請建築物のなかに同一のものがある場合は、それらの床面積を合計した床面積の欄の手数料、またはそれぞれの建築物の床面積の欄の手数料を合計した手数料のいずれか少ない方とし、構造計算加算については1棟分の床面積の欄の手数料とします。

※2 1種とは居室を有しない簡易な建築物（倉庫・車庫・畜舎 など）、2種とは1種以外の建築物をいいます。（別表2において同じ）

※3 構造計算加算の場合において、構造上別棟扱いとなる建築物は、その別棟扱いの部分毎の床面積の欄の手数料とします。

（計画変更の場合の手数料に係る床面積の算定は、確認検査手数料規程第4条に定めたとおりです。）

※4 4号建築物と昇降機との併願申請の場合の手数料は建築物の手数料に昇降機の手数料を加算した額とします。

※5 天空率の審査手数料加算額は、一律3,000円/件とします。

※6 避難安全検証法審査手数料加算額は、一律5,000円/件とします。

【 建築物 完了検査・中間検査申請手数料 】（別表2）

検査対象床面積の合計	完了検査申請手数料			中間検査申請手数料	
	1種 ※2	2種 ※2	型式認定	1種・2種	型式認定
100㎡以内	13,000	18,000	13,000	13,000	11,000
100㎡を超え200㎡以内	20,000	26,000	20,000	18,000	16,000
200㎡を超え300㎡以内	26,000	35,000	25,000	20,000	18,000
300㎡を超え500㎡以内	37,000	45,000	36,000	28,000	26,000
500㎡を超え1,000㎡以内	45,000	60,000	60,000	48,000	48,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	65,000	82,000	82,000	62,000	62,000
2,000㎡を超え5,000㎡以内	137,000	187,000	187,000	114,000	114,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内	143,000	196,000	196,000	142,000	142,000

※1 建築物省エネ法の規定に基づく省エネ基準適合判定を受けた建築物の完了検査申請手数料は、上記手数料の1.3倍とします。（千円未満切り捨て）

※2 4号建築物と昇降機との併願申請の場合の手数料は建築物の手数料に昇降機の手数料を加算した額とします。

※3 完了検査の追加説明に係る審査手数料加算額は、確認申請の計画変更を行った場合の手数料に準ずる。

【 工作物・建築設備 確認・完了検査申請手数料 】（別表3）

種類等	確認申請手数料		計画変更確認申請手数料		完了検査申請手数料
	構造計算なし	構造計算あり	構造計算なし	構造計算あり	
煙突（高さ6m超）	13,000	18,000	7,000	10,000	14,000
柱等（高さ15m超）	13,000	18,000	7,000	10,000	14,000
広告塔（高さ4m超）	13,000	18,000	7,000	10,000	14,000
高架水槽（高さ8m超）	15,000	20,000	8,000	11,000	16,000
擁壁（高さ2m超）	15,000	20,000	8,000	11,000	16,000
ホームエレベーター	13,000		7,000		18,000
上記以外のエレベーター	22,000		12,000		24,000
エスカレーター（1階1機毎）	13,000		7,000		18,000
小荷物専用昇降機	10,000		6,000		16,000

【 仮使用認定申請手数料 】（別表4）

仮使用認定申請手数料	
申請1件につき	120,000